

アトカラ決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、アトカラ決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) アトカラ決済 | 買主と甲との間の商品の購入その他の取引において、GMO ペイメントサービス株式会社（以下「丙」という）が提供する「アトカラ」（会員登録型又は都度与信型のうち、甲が利用を希望し丙の承認を受けたものをいう）を利用した決済手段であって、買主が、代金等の全部又は一部の支払いに当該決済手段を利用し、丙がアトカラ加盟店契約に基づき、甲に対して当該代金等相当額を支払うこと |
| (2) アトカラ決済サービス | PG が提供するアトカラ決済による代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) アトカラ加盟店契約 | アトカラ決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定のアトカラ加盟店規約（会員登録型又は都度与信型のうち、甲が利用を希望し丙の承認を受けたものに関して適用される規約をいう。以下同じ）及びそれに関連する丙が定める規程、ルール、指示及び取扱要領等を含むもの |
| (4) アトカラ ID 等 | アトカラ決済（会員登録型）の利用に関し買主が丙に届け出た携帯電話番号及びメールアドレス並びにアトカラ決済（都度与信型）の利用に関し買主が丙に届け出た携帯電話番号及びメールアドレス |

(アトカラ決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 アトカラ決済サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

(アトカラ決済サービスに関する本サービスの利用)

- 第4条 甲がアトカラ決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、アトカラ決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及びアトカラ決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、アトカラ決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、アトカラ決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
2. アトカラ決済に関するアトカラ決済サービスの利用は、第1章第1節に定めるとおりとする。甲は、通信販売による取引以外にアトカラ決済及びアトカラ決済サービスを利用してはならない。

(アトカラ決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、アトカラ決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第6条 アトカラ加盟店契約は、丙所定の「アトカラ加盟店規約」の他、甲の申込内容に応じて丙との間で適用される丙所定の規約及びこれらに付帯する書面（丙が別途指定するサービスガイドライン、仕様書等のマニュアル類、規程、ルール、指示、取扱要領、申込書等を含むが、これらに限らない）で構成され、甲はこれらを遵守する。
2. 甲は、信用販売を行う甲のウェブサイトの URL、その他甲が事業を行う仮想空間を識別する記号等（以下「取扱サイト」という）を指定し、あらかじめ丙に届け出て承認を得るものとする。甲は、丙の承認を得ていない取扱サイトでアトカラ決済を決済手段とする信用販売を行ってはならない。また、甲は、取扱サイトにおいて、アトカラ決済利用に関する丙指定の文言、ロゴ等を表示し、また、特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法その他関係法令に従い、かつ、買主の操作ミス等を惹起しない表示及び仕様を実施するものとする。
3. 甲は、丙が書面で承諾した場合を除き、アトカラ決済に関して行う業務（個人情報の取扱いに関する業務を含む）を第三者に委託してはならない。
4. 甲は、信用販売に関する広告を作成する場合は、その内容について事前に丙の承認を得るものとし、その実施は甲の責任と負担において行うものとする。また、甲は、信用販売に関する広告に丙の指定する加盟店標識を表示するものとする。また、理由の如何を問わずアトカラ加盟店契約が終了した場合、直ちに甲の負担で加盟店標識を外すものとする。
5. 甲は、通信販売を行う際は次の事項について表示するものとする。
- (1) 甲の屋号・商号・所在地、代表者又は運営責任者の氏名
 - (2) 甲の電話番号、メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間
 - (3) 商品の販売価格、送料、その他負担すべき金銭
 - (4) 商品の引渡時期及び方法（商品発送先に制限がある場合はその詳細）
 - (5) 代金等の支払時期及び方法
 - (6) 商品の返品、申込みの期限、撤回、解除に関する事項
 - (7) ソフトウェア等、デジタルコンテンツに関する取引の場合は、その動作環境
 - (8) アトカラ（会員登録型）に関しては、分割払いの取引を行う場合は割賦販売法に定められている取引条件等に関する事項

- (9) その他丙が必要と認める事項
6. 甲は、アトカラ決済を利用するのに先立って、買主の個人情報を丙に提供することに関する同意を買主から取得するものとする。甲が当該同意を取得せず、丙に買主の個人情報を提供した場合に買主、PG及び丙に生じた一切の損害は、甲が負うものとする。
7. 甲は、次のデータ等を7年間保管するものとします。
- (1) 申込データ
 - (2) 商品が発送済み又は提供(完了)済みである旨の記録
 - (3) 商品が発送した際の運送機関の荷受伝票、その他運送の受託を証する書面又は電磁的記録
 - (4) アトカラ決済を利用して提供された役務・サービスについては、その提供を行った日時、場所、サービス内容、及び提供者等が記載された書面又は電磁的記録
 - (5) アトカラ決済を利用して提供されたデジタルコンテンツについては、データをダウンロードした日時、媒体等が記載された書面又は電磁的記録
 - (6) その他丙が求めるファイル及びデータ等

(アトカラ決済の利用)

- 第7条 アトカラ決済により取扱可能な支払方法(信用販売の種類、支払回数等)は、甲が利用申込をし丙が承認したアトカラ決済の内容ごとに、アトカラ加盟店契約に定める内容のものとする。
2. 甲は、代金等の支払手段としてアトカラ決済を利用する場合、アトカラ加盟店契約に定める方法及び手続を遵守するものとする。
3. 甲は、丙が甲の買主によるアトカラの利用の可否に係る審査を実施するのに必要な情報をPG又は丙の求めに応じ提供し、第三者によるアトカラID等の不正利用を防止するための措置を講ずるものとする。なお、買主の代金等のアトカラ決済利用に関し丙の承認が得られた場合であっても、甲において、第三者によるアトカラID等の不正利用、その他正当な利用でないことを知り、又は知りうる状況にあった場合には、甲はアトカラ決済による信用販売を行わないものとする。また、この場合、甲は、PGに対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、丙はPGに対し決済売上金の支払を行わないものとし、また、PGが甲に対し決済売上金を既に支払済みの場合には、甲はPGの請求があり次第、速やかに、PGに当該金銭を返還するものとする。
4. 甲が前項に違反し、又は、アトカラID等の漏えい、滅失若しくは棄損、アトカラID等の不正利用その他正当でない利用がなされた場合、第18条及び第19条の規定を準用する。

(免責に関する特則)

- 第8条 PGは、丙による支払留保、丙の支払能力の不足又は信用不安その他のPGの責に帰すべき事由以外の事由によって、丙からの決済売上金その他丙の甲に対する金銭支払債務の全部又は一部を受けることができなかつた場合、当該支払を受けることができなかつた代金等に関する甲への決済売上金の支払義務を負わない。
2. 甲は、以下の各号について承諾する。
- (1) アトカラ加盟店契約所定の機能の全てがアトカラ決済サービスで利用できるものではなく、アトカラ決済サービスの提供にあたって別途PGが定めた機能についてのみ利用することができる場合があることを予め承諾し、PGは当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
 - (2) アトカラ加盟店契約に基づく甲と丙との間の問い合わせ等について、当該問い合わせ等の起因事由が専らPGの責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
 - (3) PGに対するアトカラ決済サービスの利用申込みは、アトカラ加盟店契約の申込みに対する丙の承諾を保証するものではなく、アトカラ加盟店契約の申込みを拒否され、結果アトカラ決済の利用をPGが拒否することになった場合であっても、PGは何らの責任を負わないこと

(事後効)

- 第9条 本利用契約のうちアトカラ決済サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第5条、第6条第6項、第7項、第7条第3項、第4項、第8条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

《アトカラ決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

- 第10条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人としてアトカラ加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結されたアトカラ加盟店契約に基づくアトカラ決済利用に係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

- 第11条 アトカラ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

- 第12条 アトカラ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第13条 甲は、アトカラ決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上